

広島県病院事業管理規程第七号

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和三年七月十五日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業職員給与規程の一部を改正する規程

広島県病院事業職員給与規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十三条の二 診療応援業務従事職員の特殊勤務手当は、県立病院に勤務する医療職給料表の適用を受ける職員が、管理者が定める医療機関等において勤務を命ぜられ、次に掲げる診療応援の業務に従事したときに支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宿日直業務（医師又は歯科医師が従事した場合に限り、宿日直業務とあわせて前二号の業務に従事した場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項第一号及び第二号に掲げる勤務 次 に掲げる額</p> <p>イ 医師又は歯科医師が従事した場合 勤 務一回につき二万円（勤務時間が三時間 未満の場合にあつては一万円）</p> <p>ロ 医療職給料表の適用を受ける職員（医 師及び歯科医師を除く。）が従事した場 合 勤務一回につき一万円（勤務時間が 三時間未満の場合にあつては五千円）</p> <p>二 (略)</p> <p>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当) 第十三条の三 災害応急作業等従事職員の特殊 勤務手当は、職員が、警戒区域等（災害対策 基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号） 第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避 難のための立退きを指示された地域又は同法 第六十三条第一項の規定に基づき設定された 警戒区域（管理者がこれに準ずると認める区 域を含む。）をいう。）において又は当該区 域内を通行して行う医療、救援、被害状況調 査及び物資の輸送業務等に従事したときに支 給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第十三条の二 診療応援業務従事職員の特殊勤 務手当は、県立病院に勤務する医師又は歯科 医師である職員が、管理者が定める医療機関 等において勤務を命ぜられ、次に掲げる診療 応援の業務に従事したときに支給する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 宿日直業務（宿日直業務とあわせて前二 号の業務に従事した場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項第一号及び第二号に掲げる勤務 勤 務一回につき二万円（勤務時間が三時間未 満の場合にあつては一万円）</p> <p>二 (略)</p> <p>(災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当) 第十三条の三 災害応急作業等従事職員の特殊 勤務手当は、職員が、警戒区域等（災害対策 基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号） 第六十条第一項の規定に基づき居住者等が避 難のための立退きを勧告され、若しくは指示 された地域又は同法第六十三条第一項の規定 に基づき設定された警戒区域（管理者がこれ に準ずると認める区域を含む。）をいう。） において又は当該区域内を通行して行う医療、 救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に 従事したときに支給する。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

附 則

<p>1 12 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>13 職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて管理者が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第七条及び第十五条第一項(第六条第一号の特殊勤務手当に限る。)の規定は適用しない。</p> <p>14・15 (略)</p>	<p>1 12 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業従事職員の特殊勤務手当の特例)</p> <p>13 職員が、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するための作業であつて管理者が定めるものに従事したときは、防疫等作業従事職員の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第七条及び第十五条第一項(第六条第一号の特殊勤務手当に限る。)の規定は適用しない。</p> <p>14・15 (略)</p>
--	--

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第十三条の二の改正規定は、令和三年六月十四日から適用する。